

第158回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時

開催場所

大阪市中央区西心斎橋1丁目3番3号
ホテル日航大阪 4階「孔雀」

決議事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

目次

第158回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件	
事業報告	11
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告書	31

テイカ株式会社

証券コード：4027

(証券コード 4027)
2024年6月7日

株 主 各 位

大阪市大正区船町1丁目3番47号
(本社事務所 大阪市中央区谷町4丁目11番6号)

テイカ株式会社

代表取締役社長執行役員 出 井 俊 治

第158回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第158回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.tayca.co.jp/ir/meeting.php>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「テイカ」または「コード」に当社証券コード「4027」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申しあげます。2024年6月25日（火曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、5ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

記

- 以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

＜株主様へのお願い＞

- ・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.tayca.co.jp/>）に掲載しておりますため、お送りする書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイト（<https://www.tayca.co.jp/>）に掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ・事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・株主総会ご出席の株主様へのお土産は昨年より取りやめさせていただいております。
- ・今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、株主総会当日にご来場予定の株主様は、本株主総会前にあらかじめご確認くださいようお願い申し上げます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



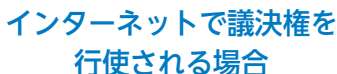
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時40分入力完了分まで



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時40分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

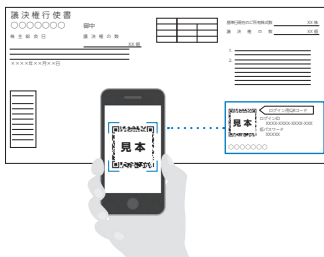
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く)全員(５名)は任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう１名減員し、指名報酬委員会の決定に基づき、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会からは株主総会で陳述すべき特段の事項がない旨を確認しております。

その候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	い で い しゅん じ 出 井 俊 治 (1964年３月24日生)	1986年４月 当社入社 2012年４月 当社岡山研究所長 2015年４月 当社営業部長 2017年６月 当社東京支店長 2018年６月 当社取締役東京支店長 2018年８月 T F T (株)代表取締役社長 2019年６月 当社取締役上席執行役員東京支店 長 2020年６月 当社取締役常務執行役員 2021年６月 当社取締役専務執行役員 2022年６月 当社代表取締役社長執行役員、現 在に至る (現在の担当) 内部監査室管掌	16,634株
取締役候補者とした理由 出井俊治氏は、当社入社後、研究部門や営業部門等において豊富な業務経験と実績を有しており、2022年６月より当社代表取締役社長執行役員として経営を担っております。これらの経験および実績を活かし、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	なか つか やす ゆき 中 務 康 介 (1961年1月31日生)	1983年 4 月 当社入社 2006年 6 月 当社総務部長 2015年 4 月 当社総務部長、資料編纂室長 2016年 7 月 当社理事総務部長 2019年 6 月 当社執行役員総務部長 2020年 6 月 当社上席執行役員総務部長 2020年 7 月 当社上席執行役員総務部長、人事部長 2021年 6 月 当社常務執行役員総務部長、人事部長 2022年 6 月 当社取締役常務執行役員総務部長、人事部長 2022年11月 当社取締役常務執行役員総務部長 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員、現在に至る (現在の担当) 総務部、人事部、経理部、DX推進室管掌	8,791株
取締役候補者とした理由 中務康介氏は、当社入社後、資材部門や総務部、人事部等の管理部門において豊富な業務経験と実績を有しております。これらの経験および知見が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	いわ さき た ま た ろ う 岩 崎 多摩太郎 (1967年3月29日生)	1989年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社東京支店次長 2016年 1 月 テイカ倉庫(株)営業部長 2016年10月 同社営業倉庫統括部長 2017年 6 月 同社代表取締役社長 2020年 6 月 当社取締役上席執行役員岡山工場 長 2022年 6 月 当社取締役上席執行役員、現在に 至る (現在の担当) 研究企画室、大阪研究所、岡山研究所、 大阪工場、岡山工場、熊山工場管掌	8,101株
取締役候補者とした理由 岩崎多摩太郎氏は、当社入社後、営業部門や工場部門等において豊富な業務経験と実績を有しております。これらの経験および知見が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	むら た よし ひろ 村 田 悦 宏 (1968年7月11日生)	1992年 4 月 当社入社 2017年 4 月 当社東京支店次長 2019年 6 月 ジャパンセリサイト(株)代表取締役 社長 2020年 6 月 当社東京支店長 2021年 6 月 当社執行役員東京支店長 2022年 6 月 当社取締役上席執行役員東京支店 長 2022年 6 月 T F T(株)代表取締役社長 2023年 4 月 当社取締役上席執行役員営業部 長、東京支店長 2023年 6 月 当社取締役上席執行役員東京支店 長、現在に至る (現在の担当) 営業部管掌、東京支店長	6,501株
取締役候補者とした理由 村田悦宏氏は、当社入社後、営業部門において豊富な業務経験と実績を有しております。これらの経験および知見が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考）取締役のスキル・マトリックス【株主総会終了後の予定】

議案および本定時株主総会終了後開催予定の取締役会で役付執行役員および執行役員選定の件が承認された場合の取締役会・監査等委員会の構成および各取締役に対して特に経験・知識・専門性を活かすことを期待する分野は以下のとおりです。

役職等	氏名	社外・ 独立性	経験・知識・専門性							
			企業経営	法務 リスク管理	財務 会計	製造技術 研究開発	営業	人事 労務	海外経験	環境 社会
取締役 社長執行役員	出井俊治		○			○	○			
取締役 常務執行役員	中務康介			○	○			○		○
取締役 上席執行役員	岩崎多摩太郎		○			○	○	○		○
取締役 上席執行役員	村田悦宏		○				○			
取締役 常勤監査等委員	宮崎晃			○	○	○	○			
取締役 監査等委員	田中等	社外 独立		○				○		○
取締役 監査等委員	山本浩二	社外 独立	○		○					
取締役 監査等委員	尾崎まみこ	社外 独立				○			○	○
取締役 監査等委員	井上剛	社外 独立	○			○				○

以 上

事業報告

(自 2023年 4 月 1 日)
(至 2024年 3 月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の政府方針の転換に伴い、社会経済活動の正常化が進み、景気は回復基調で推移しました。しかしながら、ウクライナや中東情勢の地政学的リスクに起因する原燃料価格の高止まりに加え、円安の進行や世界的な金融引き締めによる景気への影響など、依然として先行きは不透明な状況で推移しました。

このような状況の下、当社グループは、最終年度となる中期経営計画「MOVING-10 STAGE 1」のもと、「変革による拡大」と「新素材の創出」に注力するとともに、製造原価の低減、業務効率の向上に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の業績につきましては、国内を中心に化粧品向け機能性微粒子製品の販売が回復したものの、原燃料価格の高止まりによるコスト上昇等に加えて、導電性高分子薬剤等の販売が低調であったことにより、売上高は529億9千3百万円（前期比3.3%減）、営業利益は23億2千5百万円（前期比45.0%減）、経常利益は28億2百万円（前期比40.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、18億6千6百万円（前期比37.5%減）となりました。

当連結会計年度の事業別の概況は次のとおりであります。

① 機能性材料事業

汎用用途の酸化チタンは、国内汎用塗料向けの販売が減少したことに加えて、海外競合メーカーとの競争が激化した影響等により販売数量は減少しましたが、販売価格改定を進めたことにより、売上高は前期を上回りました。

機能性用途の微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛、表面処理製品は、国内を中心に化粧品原料向けの販売が回復したことにより、販売数量、売上高ともに前期を上回りました。

以上の結果、当事業の売上高は280億7千4百万円（前期比3.5%増）となりました。

② 電子材料・化成品事業

界面活性剤は、日用品洗剤用途向けの販売が低調に推移し、販売数量、売上高ともに前期を下回りました。

導電性高分子薬剤は、新規用途での採用もありましたが、スマートフォンおよびパソコン需要の低迷により、販売数量、売上高ともに前期を下回りました。

無公害防錆顔料は、自動車生産の回復により国内需要は増加したものの、輸出が低迷したことにより、販売数量、売上高ともに前期を下回りました。

圧電材料は、医療機器用の国内顧客向けの販売は堅調に推移したものの、海外顧客の在庫調整等の影響により、売上高は前期を下回りました。

以上の結果、当事業の売上高は236億6千3百万円（前期比10.0%減）となりました。

③ その他

倉庫業は、荷動きが新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準には回復しない状況が続いており、売上高は前期を下回りました。

以上の結果、当事業の売上高は12億5千5百万円（前期比7.4%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、引き続き高止まりが続く原燃料価格および中東情勢をはじめとする地政学的リスクの高まりに伴うサプライチェーンに対する影響への懸念もあり、先行きは不透明な状況で推移すると予想されます。

当社グループを取りまく事業環境は次のとおりであります。

① 機能性材料事業

汎用用途の酸化チタンに関しましては、需要回復の兆しはあるものの、原燃料価格の高止まりから、引き続き収益面で厳しい状況になると予想しております。

機能性用途の微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛および表面处理製品に関しましては、今後欧米だけでなく、アジア地域でも需要は高まっていくものと予想され、各国の市況を注視しつつ販売維持・拡大に努めます。

② 電子材料・化成品事業

電子材料に関しましては、国内外で需要は好調に推移するものと予想しており、特に圧電振動子については、日・米両製造拠点から世界各国への安定的かつ効率的な製品供給により、更なる販売拡大に努めてまいります。また、化成品事業に関しましても、洗剤など日用品向けの需要は堅調に推移すると見ており、タイ・ベトナムの関係会社とともに、世界各地での需要の対応に力を注ぎます。

このような状況下、当社グループは激変する環境にスピードをもった的確かつ柔軟に対応するとともに、グループ一丸となって一層の企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は34億2千万円であり、その主なものは工場設備の更新等であります。

① 当期中に完成した主要な設備投資

特記事項はありません。

② 当期継続中の主要な設備投資

機能性材料事業

LNG設備導入工事

機能性微粒子製品製造設備増設工事

(4) 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、設備投資資金等に充当するため51億5千5百万円の銀行借入を行いました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第155期 2021年 3月期	第156期 2022年 3月期	第157期 2023年 3月期	第158期 (当期) 2024年 3月期
売 上 高(百万円)	38,402	46,362	54,773	52,993
経 常 利 益(百万円)	2,740	4,156	4,717	2,802
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,927	2,845	2,986	1,866
1株当たり当期純利益	83円16銭	122円79銭	128円86銭	80円60銭
総 資 産(百万円)	69,177	72,128	75,717	82,709
純 資 産(百万円)	50,230	51,263	53,658	57,764

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第156期の期首から適用しており、第156期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
テイカ倉庫株式会社	95 ^{百万円}	100 [%]	倉 庫 業
テイカ商事株式会社	15	100	化 学 工 業 薬 品 の 販 売
T F T 株 式 会 社	30	100	圧 電 材 料 の 販 売
テイカM&M株式会社	10	100	エ ン ジ ニ ア リ ン グ 荷 役 請 負
ジャパンセリサイト株式会社	50	50	セリサイト製品の 販 売
TAYCA(Thailand) Co.,Ltd.	160 ^{百万バーツ}	86	界 面 活 性 剤 の 製 造 ・ 販 売
TAYCA(VIETNAM) CO.,LTD.	1,897 ^{億ドン}	100	界 面 活 性 剤 の 製 造 ・ 販 売
TRS Technologies, Inc.	12 ^{万ドル}	100	圧電単結晶製品等の 製 造 ・ 販 売

(注) テイカM&M株式会社に対する出資比率は、子会社による間接保有であります。

(7) 主要な事業内容

事 業 区 分	主 要 な 事 業 内 容	売上高 構成比
機能性材料	酸化チタン、微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛、表面処理製品等の製造、販売	% 53.0
電子材料・化成品	界面活性剤、硫酸、無公害防錆顔料、導電性高分子薬剤、圧電材料等の製造、販売	44.6
その他	化学工業薬品等の輸送、保管	2.4
	合 計	100

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 店 (大阪市大正区)
本社事務所 (大阪市中心区)
東京支店 (東京都中央区)
大阪工場 (大阪市大正区)
岡山工場 (岡山市東区)
熊山工場 (岡山県赤磐市)

② 子会社

テイカ倉庫株式会社 (大阪市西淀川区)
テイカ商事株式会社 (大阪市中心区)
T F T 株式会社 (大阪市大正区)
テイカM & M株式会社 (大阪市西淀川区)
ジャパンセリサイト株式会社 (東京都中央区)
TAYCA(Thailand)Co.,Ltd. (タイ)
TAYCA(VIETNAM)CO.,LTD. (ベトナム)
TRS Technologies,Inc. (米国)

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
815名	17名減

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,755百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,562
株式会社トマト銀行	938

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 75,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,414,414株(うち自己株式2,399,053株)

(注) 2024年2月20日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末に比べて300,000株減少しております。

- (3) 株主数 4,255名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC/UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	2,437 ^{千株}	10.59 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,954	8.49
三井物産株式会社	1,784	7.75
三菱商事株式会社	1,630	7.08
山田産業株式会社	1,470	6.38
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	1,009	4.38
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	944	4.10
テイカグループ持株会	854	3.71
中央日本土地建物株式会社	694	3.01
関西ポイント株式会社	612	2.66

- (注) 1. 当社は、自己株式2,399千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行」の持株数1,009千株は、委託者である株式会社みずほ銀行が議決権の指図権を留保しております。
3. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の消却

当社は、2024年3月29日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式(当社普通株式)の消却を行うことを決議し、自己株式1,000,000株の消却を同年4月10日付で実施いたしました。なお、消却後の発行済株式総数は24,414,414株であります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2023年6月27日開催の第157回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2023年7月26日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、同年8月25日付で対象取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)5名に対し自己株式5,118株の処分を行っております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	出 井 俊 治	内部監査室管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	西 野 雅 彦	経営企画部、環境品質管理部、資材部管掌 テイカ商事株式会社代表取締役社長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	中 務 康 介	総務部、人事部、経理部、D X 推進室管掌
取 締 役 上 席 執 行 役 員	岩 崎 多 摩 太 郎	研究企画室、大阪研究所、岡山研究所、 大阪工場、岡山工場、熊山工場管掌
取 締 役 上 席 執 行 役 員	村 田 悦 宏	営業部管掌 東京支店長
取 締 役 常 勤 監 査 等 委 員	宮 崎 晃	
取 締 役 監 査 等 委 員	田 中 等	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士
取 締 役 監 査 等 委 員	山 本 浩 二	大阪学院大学経営学部教授 大阪学院大学経営学部長
取 締 役 監 査 等 委 員	尾 崎 ま み こ	神戸大学工学研究科応用化学専攻客員教授 理化学研究所生命機能研究科学センター客員教授 センツフェス株式会社代表取締役社長
取 締 役 監 査 等 委 員	井 上 剛	第一稀元素化学工業株式会社取締役相談役

- (注) 1. 監査等委員である取締役田中等、山本浩二、尾崎まみこ、井上剛の4氏は、社外取締役であります。また、当社は株式会社東京証券取引所に対して田中等、山本浩二、尾崎まみこ、井上剛の4氏を独立役員とする届出書を提出しております。
2. 監査等委員である取締役山本浩二氏は、会計学等の大学教授として長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために宮崎晃氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。
- 当該保険契約の被保険者は取締役および子会社役員等であります。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、次のとおりであります。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、世間水準や社員給与との調和等を勘案して定めた役員報酬規定の役位別金額に応じて支給額を決定する。

・業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、営業利益、売上高営業利益率等の各指標の前3期実績の平均値と直近の実績値との対比および直近の期首業績予想値と実績値との対比等をもとに達成度を係数にし、役員報酬規定に定められた役位別のベース金額を乗じて支給額を決定する。各指標は中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、指名報酬委員会の答申を得たうえで、見直しを行うものとする。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額30百万円以内、かつ、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は年25,000株以内(ただし、普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する)とする。取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定する。

・当事業年度の業績連動報酬における主な指標

	2023年3月期実績値		前3期実績平均値		2023年3月期 期首業績予想値	
	営業利益 (百万円)	売上高営業 利益率(%)	営業利益 (百万円)	売上高営業 利益率(%)	営業利益 (百万円)	売上高営業 利益率(%)
連結	4,224	7.7	4,129	9.5	3,900	7.2

・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬、業績連動報酬等と非金銭報酬等の額の割合は、取締役の個人別の金銭報酬の額を勘案のうえ指名報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会にて決定する。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬を決定するにあたっては、上記方法で算定した額と世間水準や社員給与との調和等を勘案し、代表取締役が原案を作成して指名報酬委員会に諮問し、その答申の内容を踏まえて取締役会において決定しております。取締役会は、その答申の内容を確認した結果から、役員報酬の目的等に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員を除く取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第153回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役の員数は、6名です。また、2023年6月27日開催の第157回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権として、その総額は、年額30百万円以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することと決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、5名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第153回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、5名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	152	127	17	7	6
取締役（監査等委員） （社外取締役は除く）	13	13	—	—	1
社外取締役（監査等委員）	22	22	—	—	5

- (注) 1. 上表には、2023年6月27日開催の第157回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名（うち社外取締役0名）および取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 2008年6月28日開催の第142回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に応じた役員退職慰労金を退任後に支給することが決議されております。これに伴い、上記のほか、2023年6月27日開催の第157回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名（うち社外取締役0名）および取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）に対し、役員退職慰労金を支給しております。
- 取締役（監査等委員を除く）1名（うち社外取締役0名） 7百万円
取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名） 2百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役田中等氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、当社は同弁護士法人との間で、顧問契約を締結しております。

取締役山本浩二氏は、大阪学院大学経営学部教授および大阪学院大学経営学部長であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役尾崎まみこ氏は、神戸大学工学研究科応用化学専攻客員教授、理化学研究所生命機能研究科学センター客員教授およびセンツフェス株式会社代表取締役社長であります。当社と

兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役井上剛氏は、第一稀元素化学工業株式会社の取締役相談役であり、当社は同社との間に硫酸ジルコニウムの販売等の取引関係があります。

② 当期における主な活動状況

社外取締役 田 中 等

当期に開催した取締役会13回の全てに出席し、また監査等委員会10回の全てに出席し、主にこれまでに弁護士として培ってきた企業法務等の専門的見識および豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について意見することにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。

社外取締役 山 本 浩 二

当期に開催した取締役会13回の全てに出席し、また監査等委員会10回の全てに出席し、主に大学教授としての会計学等の専門的な知識および豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について意見することにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。

社外取締役 尾 崎 まみこ

当期に開催した取締役会13回の全てに出席し、また監査等委員会10回の全てに出席し、主に技術系研究者として長年にわたり培ってきた専門的見識、また女性初の日本比較生理生化学会会長に就任するなどの豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について意見することにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。

社外取締役 井 上 剛

2023年6月27日に就任後、当期に開催した取締役会10回の全てに出席し、また監査等委員会7回の全てに出席し、主にこれまでに培ってきた経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について意見することにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役全員は、それぞれ当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

清 稜 監 査 法 人

(注) 当社の会計監査人でありました恒栄監査法人は、2023年6月27日開催の第157期定時株主総会
終結の時をもって退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額 29百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 29百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融
商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できない
ことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、TAYCA(Thailand)Co.,Ltd.、TAYCA(VIETNAM)CO.,LTD.および
TRS Technologies,Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受
けております。

3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積も
りの算出根拠が当社の事業規模や事業内容に適切かどうかについて必要な検証を行ったうえ
で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める項目に該当すると認めら
れる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人が業務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査
の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委
員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたし
ます。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 当社および子会社からなる企業集団における取締役および使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「ティカグループ行動規範」に沿って常にコンプライアンス意識の醸成を図り、その遵守体制の一層の強化に取り組む。

- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書の取り扱いは社内規定に従い適切に保存および管理（廃棄を含む）する。

- ③ 当社および子会社からなる企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理施策を推進するために関連諸規定を見直し、リスク要因の継続的把握と損失の極小化に努め、リスク管理体制の一層の強化を図る。

- ④ 当社および子会社からなる企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画、年度計画、年度予算制度に基づき明確な目標を付与し、全社および各事業別の予算・業績管理を実施し、企業価値の増大と効率的経営を目指す。

- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の業務執行および経営状況等の監査を実施し、必要に応じ是正勧告等を行い、業務の適正化を図る。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その人事については取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員が意見交換し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性と監査等委員会からの指示の実効性を確保したうえで決定し、監査等委員会補助スタッフを置く。

- ⑦ 当社および子会社からなる企業集団における取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に業務の執行状況等必要な報告をするための体制

当社は、監査等委員会に対して業務の執行状況等の必要な報告をする。また、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実については発見次第直ちに監査等委員会に対して報告をする。

コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口に通報があった場合には、当該通報の内容を監査等委員会に対して報告する。

監査等委員会に対して報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算をもうけ、監査等委員から費用の前払等の請求があったときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑨ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、当該子会社の管理を行う部署の管理役員より、取締役会で報告する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社からなる企業集団においては、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法およびその他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行う。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

- ① 当社および子会社からなる企業集団における取締役および使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令や社内規定等の遵守態勢強化に向けて、監査において各部署の遵守状況の点検を重点的に実施しております。

コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス全般に関する方針・施策等を審議する他、コンプライアンスに関する状況や通報窓口へなされた通報について共有・評価等を行っております。

- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、会計帳簿、会計帳票などは、社内規定に従って適切に記録され保存・管理しております。

- ③ 当社および子会社からなる企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部署のリスクおよびその対応策の見直しならびに各種基準書・手順書などの見直しを行い、監査において対応策等の実施状況の点検を行っております。また、経営に特に重要な影響

をおよぼす可能性があり、その対応が多部門に亘るリスクを整理し、期末に一元的にモニタリング監査を行うなど、リスク管理体制の一層の強化に取り組んでおります。

- ④ 当社および子会社からなる企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各部署において中期経営計画、年度計画、年度予算を定期的に作成しており、事業別の予算・業績管理を実施しております。

- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

各部署に対して、監査等委員および内部監査室による監査を実施し、業務の適正化を図っております。

- ⑥ 当社および子会社からなる企業集団における取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に業務の執行状況等必要な報告をするための体制

監査等委員は、取締役会やコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ適宜説明を求めています。また、「ネガティブ情報」を定義し、各部長が「ネガティブ情報」を把握した場合に内部監査室長へ報告しなければならない規則を定め、内部監査室長から当室の管掌役員並びに監査等委員へ本情報を直ちに報告する体制をとっております。

- ⑦ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

一定額の予算をもうけ、監査等委員から費用の前払等の請求があったときは、速やかに当該費用または債務を処理しております。

- ⑧ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の管理を行う部署の管掌役員より、当社の取締役会などで報告を行っております。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法およびその他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

- ① 基本方針の内容

当社は、長年にわたり築き上げてきた各種技術を有効に活用しつつ、中期経営計画の実行に取り組むことが、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、創立以来蓄積された専門技術やノウハウを十分に理解したうえで、顧客、取引先および従業員等のステークホルダーとの間

に築かれた関係等を維持しつつ、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させていく者でなければならないと考えております。

② 基本方針の実現に資する取り組み

上記の基本方針のもと、当社グループは、創立以来硫酸関連技術を基盤に酸化チタンや界面活性剤を生み出し、さらには、これら製品において長年蓄積してきた表面処理技術、分散技術、スルホン化技術等を駆使し、化粧品用向けの微粒子酸化チタン、表面処理製品や圧電材料等の高付加価値製品を生み出し、企業価値向上に努めてまいりました。

現在当社グループは、これまで培ってきた企業基盤を礎に、これらの一層の積極的な展開と経営資源の重点配分により、さらなる躍進を期すべく取り組んでおります。殊に、環境関連製品の新規開発をはじめ、コア技術を核とした高付加価値製品への展開、それらの早期事業化を推進し、さらに諸課題に果敢に取り組んで、持続的な企業価値向上を図っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2008年6月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、その後、2011年6月29日、2014年6月27日、2017年6月28日、2020年6月25日開催の定時株主総会において、その一部変更と継続について株主の皆様にご承認いただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます）を運用してまいりましたが、旧対応方針の有効期間は2023年6月27日開催の定時株主総会終結の時までとなっております。当社は、旧対応方針継続後も当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、その在り方について引き続き検討してまいりました結果、旧対応方針を一部見直したうえ（以下、見直し後の対応方針を「本対応方針」といいます）、2023年6月27日開催の定時株主総会において本対応方針の継続について株主の皆様にご承認をいただきました。

本対応方針は、大規模買付者に対し、事前に、遵守すべき手続を提示し、大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容についての情報収集、検証等を行い、株主の皆様は大規模買付者の買付情報および当社取締役会の計画や代替案を提示することにより、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等の十分な情報をもって、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことを目的としております。

本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、当社が定める所要の手続（以下「大規模買付ルール」といいます）に従って行わなければならないものとし、大規模買付ルールに従わない場合、あるいはこれに従う場合でも大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと判断される場合には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行います。

本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tayca.co.jp/>）に掲載の2023年5月10日付公表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続について」をご参照ください。

④ 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記②の取り組みは、長年にわたり築き上げてきた各種技術を駆使し、中期経営計画の実行を通じて、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものであります。従って、当社取締役会は、この取り組みが基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

上記③の取り組みは、大規模買付行為が行われた場合に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様にご判断いただくために、必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が大規模買付者と交渉を行い、また、株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するためのものであります。また、大規模買付行為に対する対抗措置は、予め定められた合理的な客観的要件に該当した場合にのみ発動されるよう設計されており、さらに対抗措置の発動にあたっては、社外有識者等により構成された独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされていることなど、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方針の運用が行われる枠組が確保されております。これらのことから当社取締役会は、この取り組みが基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は基本的に株主に対する安定した利益還元を重要事項と認識し、必要となる十分な株主資本の水準を保持するとともに、各期の業績等を総合的に判断して配当を実施することとしております。

当期末の配当金につきましては、2024年5月10日開催の取締役会におきまして、1株当たり20円とさせていただきます。なお、中間配当金は1株当たり18円を実施しており、年間配当金は1株当たり38円となりました。

(注) 本事業報告中の百万円単位の金額および千株単位の株式数は、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	(82,709)	(負 債 の 部)	(24,944)
<u>流 動 資 産</u>	<u>49,089</u>	<u>流 動 負 債</u>	<u>14,110</u>
現 金 及 び 預 金	14,308	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,118
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	15,731	短 期 借 入 金	705
電 子 記 録 債 権	536	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	3,114
商 品 及 び 製 品	9,625	未 払 法 人 税 等	407
仕 掛 品	2,401	賞 与 引 当 金	379
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,193	そ の 他	3,384
そ の 他	298	<u>固 定 負 債</u>	<u>10,834</u>
貸 倒 引 当 金	△5	長 期 借 入 金	5,710
<u>固 定 資 産</u>	<u>33,619</u>	繰 延 税 金 負 債	2,194
<u>有 形 固 定 資 産</u>	<u>17,395</u>	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,928
建 物 及 び 構 築 物	6,755	そ の 他	0
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	6,323	(純 資 産 の 部)	(57,764)
土 地	1,734	<u>株 主 資 本</u>	<u>48,663</u>
建 設 仮 勘 定	2,075	資 本 金	9,855
そ の 他	506	資 本 剰 余 金	6,477
<u>無 形 固 定 資 産</u>	<u>1,410</u>	利 益 剰 余 金	34,746
の れ ん	1,203	自 己 株 式	△2,416
そ の 他	206	<u>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</u>	<u>8,622</u>
<u>投 資 そ の 他 の 資 産</u>	<u>14,814</u>	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,389
投 資 有 価 証 券	13,365	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,056
長 期 前 払 費 用	1,110	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	176
繰 延 税 金 資 産	94	<u>非 支 配 株 主 持 分</u>	<u>478</u>
そ の 他	264		
貸 倒 引 当 金	△20		
<u>資 産 合 計</u>	<u>82,709</u>	<u>負 債 純 資 産 合 計</u>	<u>82,709</u>

連結損益計算書

(自 2023年 4 月 1 日
至 2024年 3 月31日)

科 目	金 額	百万円
売 上 高		52,993
売 上 原 価		44,301
売 上 総 利 益		8,691
販売費及び一般管理費		6,366
営 業 利 益		2,325
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	290	
そ の 他	294	584
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	86	
そ の 他	20	107
経 常 利 益		2,802
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	25	
固 定 資 産 売 却 益	48	
国 庫 補 助 金	184	257
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	189	
固 定 資 産 圧 縮 損	184	373
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,685
法人税、住民税及び事業税		776
法 人 税 等 調 整 額		4
当 期 純 利 益		1,904
非支配株主に帰属する当期純利益		37
親会社株主に帰属する当期純利益		1,866

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	(75,674)	(負 債 の 部)	(21,446)
流 動 資 産	42,032	流 動 負 債	10,759
現金及び預金	11,481	支払手形	346
受取手掛	19	買掛金	3,749
売掛金	13,133	1年内返済予定長期借入金	3,080
電子記録債権	283	未払金	1,385
商品及び製品	9,025	未払費用	99
仕掛品	2,026	未払法人税等	170
原材料及び貯蔵品	5,537	賞与引当金	352
前払費用	31	その他の	1,574
未収入金	27	固 定 負 債	10,687
関係会社短期貸付金	454	長期借入金	5,580
その他の	10	繰延税金負債	2,045
固 定 資 産	33,642	退職給付引当金	3,061
有形固定資産	15,233		
建物	5,481	(純 資 産 の 部)	(54,227)
構築物	766	株 主 資 本	46,849
機械及び装置	5,231	資 本	9,855
車両運搬具	11	資本剰余金	6,477
工具、器具及び備品	492	資本準備金	2,467
土地	1,307	その他資本剰余金	4,010
建設仮勘定	1,943	利 益 剰 余 金	32,932
無形固定資産	149	その他利益剰余金	32,932
ソフトウェア	149	別途積立金	21,200
施設利用権	0	繰越利益剰余金	11,732
投資その他の資産	18,259	自 己 株 式	△2,416
投資有価証券	13,323	評価・換算差額等	7,378
関係会社株	3,754	その他有価証券評価差額金	7,378
長期貸付金	5		
関係会社長期貸付金	56		
長期前払費用	973		
差入保証金	198		
その他	35		
貸倒引当金	△89		
資 産 合 計	75,674	負 債 純 資 産 合 計	75,674

損 益 計 算 書

(自 2023年 4 月 1 日
至 2024年 3 月31日)

科 目	金	額
売 上 高		38,632
売 上 原 価		32,094
売 上 総 利 益		6,537
販売費及び一般管理費		5,206
営 業 利 益		1,331
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,552	
そ の 他	351	1,904
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44	
そ の 他	38	82
経 常 利 益		3,152
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	25	
固 定 資 産 売 却 益	48	
国 庫 補 助 金	184	257
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	193	
固 定 資 産 圧 縮 損	184	377
税 引 前 当 期 純 利 益		3,032
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		388
法 人 税 等 調 整 額		42
当 期 純 利 益		2,601

百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

ティカ株式会社
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 加 賀 谷 剛
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 岸 田 忠 郎
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 中 村 健 太 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ティカ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

ティカ株式会社
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	加 賀 谷 剛
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	岸 田 忠 郎
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	中 村 健 太 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティカ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第158期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1)監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び内部監査室等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2)事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3)会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

テイカ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	宮	崎	晃
監査等委員	田	中	等
監査等委員	山	本	浩二
監査等委員	尾	崎	まみこ
監査等委員	井	上	剛

(注) 監査等委員田中等、山本浩二、尾崎まみこ及び井上剛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

〔株主総会会場ご案内図〕

会場：大阪市中心区西心齋橋 1 丁目 3 番 3 号 ホテル日航大阪 4 階「孔雀」



アクセス方法

地下鉄御堂筋線「心齋橋駅」南改札からすぐの8号出口と直結しています。

長堀鶴見緑地線「心齋橋駅」と御堂筋線「心齋橋駅」は連絡道でつながっています。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

本印刷物は、F S C®認証紙と植物
油インキを使用しています。